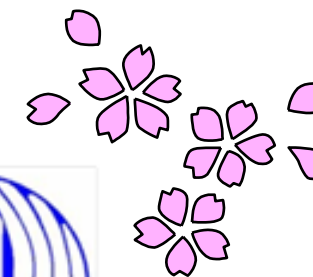




令和 7 年度 鴻巣南小学校いじめ防止基本方針

概要版



南っ子が笑顔でいきいきとした学校生活が送れるように

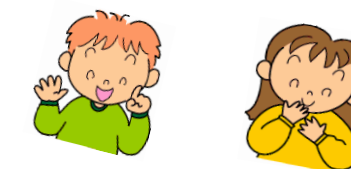
いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりえるという認識のもと、いじめの早期発見・早期対応に全力で取り組みます。



いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条 （平成25年）】



協働

未然防止

早期発見

対応

見守り・解消

教育活動の充実

- 児童一人一人の持ち味が発揮できる、ぬくもりのある学級づくり
- 質の高い授業づくりを進める
- 特別活動・縦割り活動の推進
- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実
- 情報モラル教育の充実
- 教職員研修
- PTA人権教育研修
- 授業公開等

- ◇ 児童の些細な変化に気づく
- ◇ 互いに認め合い助け合う仲間づくり
- ◇ 自尊感情を高める
- ◇ 個別指導を充実させる
- ◇ 地域と連携する

組織的な対応

- 日々の観察
- 教育相談
- 「おもいやりアンケート」とその対応
児童対象：奇数月（年6回）
保護者対象：学期終わりの月（年3回）
- 学校いじめ対応組織（兼ねる生徒指導委員会）
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・特別支援教育コーディネーター・教育相談主任・養護教諭
- 正確な実態把握
- 重大事態の判断
- 指導体制・方針決定

- ◇ 児童の些細な変化に気づく
- ◇ 気づいた情報を共有する
- ◇ 迅速に対応する
- ◇ 複数の教職員で対応する

適切な指導・支援

- いじめられている児童への支援
- いじめている児童への指導
- 正確な事実関係の保護者への報告・連携
- 周りではやしたてる児童への指導
- 見て見ぬふりをする児童への対応
- 学級・学年全体への指導

- ◇ いじめは絶対に許さない
- ◇ いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り通す
- ◇ 保護者と密接に連携・協力

継続指導・経過観察

- いじめに関わる行為が止むまで（少なくとも3ヶ月）
- 被害児童が心身の苦痛を感じなくなるまで（個別面談）
- 教育相談による情報収集

- ◇ 見守る体制の強化
- ◇ 再発防止・未然防止への指導
- ◇ あたたかい学級づくりへの取組の強化

《参考資料》

- ・令和7年度 鴻巣市立鴻巣南小学校 学校いじめ防止基本方針
- ・鴻巣市いじめ対応マニュアル（令和7年3月）
- ・いじめ防止対策推進法